

福岡市自殺対策総合計画の改定について

第2期福岡市自殺対策総合計画の期間は当初平成25年度から28年度でしたが、国の自殺総合対策大綱の改定が平成29年夏頃の予定であり、新自殺総合対策大綱を踏まえた計画改定とするため、議会の承認を得て福岡市自殺対策総合計画を1年延長しました。

よって、平成29年度中に福岡市自殺対策総合計画の改定を行います。

(主な検討事項)

- ・福岡市の自殺の実態
- ・これまでの取り組みの検証
- ・今後の取り組みのあり方
- ・数値目標 他

1 スケジュール案

	国	福岡市	
		協議会等	検討内容等
4月～6月		(検討部会) 自殺対策協議会	・実態と課題検討 ・大まかな方針案の検討(論点整理) ・国大綱案の改訂内容確認
7月～9月	新大綱 発表	(検討部会)	・関係団体の意見反映 ・数値目標、重点事項検討 ・素案の検討
10月～12月		(検討部会) 自殺対策協議会	・計画案作成
1月～3月		パブリックコメント 計画策定	・市民意見反映

2 検討部会の設置

自殺対策協議会委員の学識経験者等より専門的見地での意見を伺うため、福岡市自殺対策協議会設置要綱第3条第4項に基づき検討部会を設置し、検討を行う。

3 取り組み状況報告

4月に各団体・機関へ別紙取り組み状況照会。福岡市自殺対策総合計画へ反映予定。